

栃木県教育委員会定例会会議録

平成30(2018)年9月4日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田 貞 夫
2 番	工 藤 敬 子
3 番	陣 内 雄 次
4 番	岡 直 樹（欠席）
5 番	吉 澤 慎 太 郎
6 番	鈴 木 純 美 子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	松 崎 禎 彦
教 育 次 長	池 田 聖
総合教育センター所長	大 森 亮 一
総 務 課 長	辻 真 夫
施 設 課 長	坂 入 武 司
学 校 安 全 課 長	伊 澤 純 一
教 職 員 課 長	菅 谷 毅
学 校 教 育 課 長	中 村 千 浩
特 別 支 援 教 育 室 長	小 野 幸 男
生 涯 学 習 課 長	野 原 正 祥
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代 哲 郎
文 化 財 課 長	石 川 明 範
総 務 主 幹	浅 野 尚 志
人 権 教 育 室 長	関 口 哲 夫
福 利 室 長	小 倉 敬 子
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤 正 幸
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田 雅 人
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤 光 正

3 午前9時30分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に3番陣内委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案から第4号議案までについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 平成30(2018)年度学校教育支援ボランティア感謝状贈呈について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。
- (2) 平成30(2018)年度栃木県学校給食優良学校等表彰について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。
- (3) 平成30(2018)年度栃木県健康推進学校表彰について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。
- (4) スポーツフェスタ2018の開催について
教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問、意見等があった。

〔教育長〕

- ・ これまで教育委員会が単独で実施していた「スポーツフェスタ」と保健福祉部の「とちぎ健康フェスタ」が、今回同時開催となった経緯等について説明願いたい。

〔事務局〕

- ・ 昨年度、イベント等の見直しがあり、規模の縮小や似たような催しの同時開催など、全庁的な動きがあった。時期的・内容的にも「とちぎ健康フェスタ」と近い部分があったことから、同時に開催することとなった。

- (5) 教育委員会における障害者雇用率について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問、意見等があった。

〔委 員〕

- ・ 民間企業が障害者雇用率を達成できない場合、障害者雇用納付金というペナルティ制度があるが、国や県にはそのような罰則規定はないのか。

〔事務局〕

- ・ 民間企業のような納付金制度はないが、公表されることにより、その自治体の姿勢や取組が問われる。

〔教育長〕

- ・ それに加え、労働基準監督局から厳しい指導がある。

〔委 員〕

- ・ 注意の度合いは、委員会の女性委員構成比率の問題と比べて、どちらが

強いのか。

〔教育長〕

- ・ 比較にならないほど強い。管理次長が呼び出しを受け、かなり厳しい指導を受けたと聞いている。

〔委員〕

- ・ 県教育委員会の中で、障害者雇用が進まない一番の要因は何だと考えているか。

〔事務局〕

- ・ 教員採用に障害者枠を設定しているが、教員免許を持っていないと採用試験が受けられないこともあり、枠が埋まることはなかなか無いという状況である。その部分をカバーするために、事務局や教育事務所等において、できる限り障害者雇用を進めているが、分母となる教員数が非常に多いため、構造的に難しい。

〔委員〕

- ・ 目標数値達成のための取組として、具体的にどのようなことを考えているか。

〔事務局〕

- ・ これまでも事務局において雇用してきたが、それを更に進めていくこととともに、教員の方についても雇用枠を設定しているのでPRしていく。その他、知事部局と連携して達成できるように努めていきたい。

〔委員〕

- ・ 目標数値を達成することも大切なことだが、決してそれが目的ではない。今後は外国人も行政職に入ってくることも考えられるので、多様性を取り込んでいくための1つのステップとして、そういう方たちが活躍できる土壌を作っていただきたい。環境が整わないうちに採用され、その方たちが悲しい思いをすることがないように、そういったことを踏まえた上での数値目標をもって取り組んでいただければと思う。

〔委員〕

- ・ 先ほど母数の説明があったが、民間企業では母数が多いという話は通らず、自動的にペナルティを課せられる。教育委員会に何人いたとしても、母数は関係なく、達成しなくてはいけない。

〔事務局〕

- ・ いただいた御意見御指導を踏まえ、数あわせに走るのではなく、環境に配慮しながら対応して参りたい。

〔教育長〕

- ・ 特別支援学校では生徒がなるべく就職できるよう指導しており、企業に

対しては、生きがいをもって仕事ができる場を用意してほしいとお願いしている。そういう中で、教育委員会が障害者雇用率を達成できていないという状況は誠に申し訳ない。今後の対策をしっかりと立てていきたい。

〔委員〕

- ・ユニバーサル就労についてのノウハウは教育委員会の中にはないと思う。ユニバーサル就労の促進に取り組んでいるNPO法人や社会福祉法人はたくさんあり、コーディネーターもいる。そのような団体と連携することについても今後検討してはどうか。

〔教育長〕

- ・検討していく中で、相談に乗っていただければと思う。

8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。

9 第6号議案 平成31(2019)年度栃木県立高等学校の生徒並びに特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員の見込みについて
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問があった。

〔教育長〕

- ・定時制の募集定員はこれまで何十年も640人だった。40人減とするタイミングが来年度であるのは、何かあるか。

〔事務局〕

- ・高校再編計画の中で、定時制課程の定員割れや昼夜間への移行等を総合的に勘案し、学悠館高校の商業科の募集停止に踏み切ったものである。

10 第7号議案 栃木県運動部活動の在り方に関する方針(案)について
第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問があった。

〔委員〕

- ・運動部顧問は生徒の活動に立ち会うという記載があるが、朝練習にも立ち会うという理解で良いか。

〔事務局〕

- ・同じ扱いである。

〔委員〕

- ・では、生徒が自主的に練習する場合は、ノータッチでいいという理解で良いか。

〔事務局〕

- ・基本的に部活動である以上は顧問が立ち会うということで、自主練習と

いう形にはならないようにしていただきたいということである。

〔委員〕

- ・ 顧問が立ち会えない場合、練習場にも立ち入ってはいけないということになるのか。

〔事務局〕

- ・ 立ち会いは原則であるが、やむを得ず立ち会えない場合は、あらかじめ顧問と生徒の間で約束された安全面に配慮した内容で活動させ、結果報告等を受けて活動状況を必ず把握するという事になっている。練習場に立ち入ってはいけないとまで厳しくするつもりはない。

〔委員〕

- ・ 生徒が自分なりに技術を上げたいと思っても、学校の練習場で自主練習をしてはいけないとなるとどうするのか。先生の管理下にあるとなった場合、週末の休養日に自主練習することは練習の延長線上になるので、禁止しなくてはならないということか。

〔事務局〕

- ・ 禁止という厳しい言い方をするかどうかだが、今回、休養日あるいは練習時間の基準を設けたのは、一つは国のガイドラインにも記載されているが、やり過ぎによる障害の発生などがあり、週に16時間を超えるとその可能性が高くなるということもあるので、休むことの重要性ということもある。やり過ぎが認められるような生徒に対しては、そういう指導をするというのも、顧問あるいは学校の重要な役割だと考えている。

〔委員〕

- ・ 働き方改革として、先生が関与する時間をきちんと設定したいという目的もあり、一方で、過度に運動してしまうと子どもたちの体に悪いから規制するというのであれば、禁止を徹底すべきではないのか。禁止にはしないという言い方をしてしまうと、どのようにマネジメントするのか。

〔事務局〕

- ・ 基準どおりで禁止というのは難しい。今回、休養日は週2回、活動時間も平日は2時間、休日は3時間という基準を示している。その他、練習試合や大会前などで基準どおりに休養日が確保できない場合には、必ずその前後で代替の日を確保することになっている。一週間のうちで、別の日の活動時間を減らすとか、週あたりの活動時間も考慮することとなっている。そこは現場の判断もあるので、非常にグレーではある。

〔委員〕

- ・ どうしても勝ちたいということで、ルールに反して練習をしている学校があったとして、それを発見・把握した場合、罰則規定はあるのか。

〔事務局〕

- ・ 方針であるので罰則はないが、今回のガイドラインでは、顧問は年間・月間の活動計画及びその実績を校長に報告し、校長はその活動計画等を公表することになっているので、ある程度の歯止めはかかるのではないかと考えている。目に余るような状況がある場合は、是正を働きかけたいと考えているが、強制力を伴う形ではできないと思っている。

〔委員〕

- ・ 部活動に関する方針というのはこれまでなかったのか。
- ・ 「科学的トレーニングの積極的な導入により効果的な指導を行う」とあるが、できるのか。その競技をやったことのない先生が顧問になる場合もあり。科学的なトレーニングなどを行うのであれば、専門的な方にアドバイスをもらったりしないとできないのではないかなと思う。

〔事務局〕

- ・ 過去に、同じような指針のようなものは出していた。今回は公表という形を求めているという点で実行力を伴うのではないかなというところが、これまでの指針との違いと考えている。
- ・ 確かに、競技経験のない競技の顧問をやっている先生は数多くいる。一方、全国の強豪校といわれるような所でも短時間で効果をあげている所もあるので、できないことはないと考えている。ただ、ノウハウがないとできないと思う。国もガイドラインで、中央競技団体に指導の手引を作成するように示しているので、それを活用することによってできるだけ短時間で効果の得られる指導をしていただきたいと考えている。また、現在も取り組んでいるが、実技指導について経験のない先生方に関しては、年に2～3競技を選び、実技の指導経験の豊富な先生がいる学校に集まっていたき、指導の方法を学んでもらうという研修を実施している。

〔教育長〕

- ・ 中学校で逸脱をして部活動をしているという時には、県として国のガイドラインに基づいて方針を出すわけなので、県の役割として、市町の教育委員会に対してきちんと指導し、校長に下ろしていく。そういった仕組み等は検討しなくてはならないと考えている。

11 第8号議案 栃木県指定有形文化財(工芸品)の指定解除について

第8号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問があった。

〔委員〕

- ・ 先般、指定文化財の所在不明が一番多いのは栃木県だという報道があった。どのように把握したのか、方法が知りたい。今後、ワーストワンから抜け出せるのか。

〔事務局〕

- ・ 本県においては、平成25年から4年をかけて調査を実施した。原則とし

て、600点にわたる文化財全てについて、市町の教育委員会の職員が実際に現物を確認するという形で調査を行った。調査の結果、平成30年3月の時点で所在不明の文化財が63件、その後所在が確認できたものが11件あり、現在は52件が所在不明ということで、報道によると全国的に見て非常に高い数であったということである。但し、報道等によると、他県では必ずしも目視という形での調査は行っておらず、電話等の問い合わせのみで確認している県もあり、あるいはまた、確認調査そのものを行っていない県もあるということである。このように多数の所在不明があることは望ましい事ではないが、一方で、それだけ十分に調査を行った結果であるとも考えている。所有者に対しては、昨年末手引きを作成し、日常的な管理あるいは所在変更等があった場合の手続き等について周知を図ったところである。今後も定期的にこのような所在確認をすることによって、文化財の所在不明が起らないように十分注意していきたい。

〔委員〕

- ・ 文化財を所有している方が、その文化財をどのように意識しているのかというのが相当重要だと思う。文化財としての意義等が、本県や地域にとってどれだけ重要かということをきちんと伝えて、ケアするということがないと、こういうことがまた起こってくると思うので、しっかりやっていただきたい。
- ・ 文化財に指定されることで、文化財自体の価値が上がるということで、売りに出されるなどの極端な例が出てきてしまうのではないかと危惧している。強制力がないので、文化財に指定されることの大切さをしっかりと伝えていくことが根本的な解決に繋がっていくのではないかと思うので、検討していただきたい。

〔事務局〕

- ・ 県としても、所有者を含め、県民の皆様に文化財としての価値を周知するよう努力して参りたい。

- 12 教育長は、第1号議案から第4号議案までについては、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 13 第1号議案 平成30(2018)年度教育委員会の点検・評価（平成29(2017)年度対象）について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 第2号議案 平成30(2018)年度教育功労者、優良学校及び優良団体の表彰について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 第3号議案 平成30(2018)年度9月補正予算案について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 16 第5号議案 平成30(2018)年度とちぎ教育賞について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

17 第4号議案 学校職員の懲戒処分について

第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

18 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時38分、閉会した。